

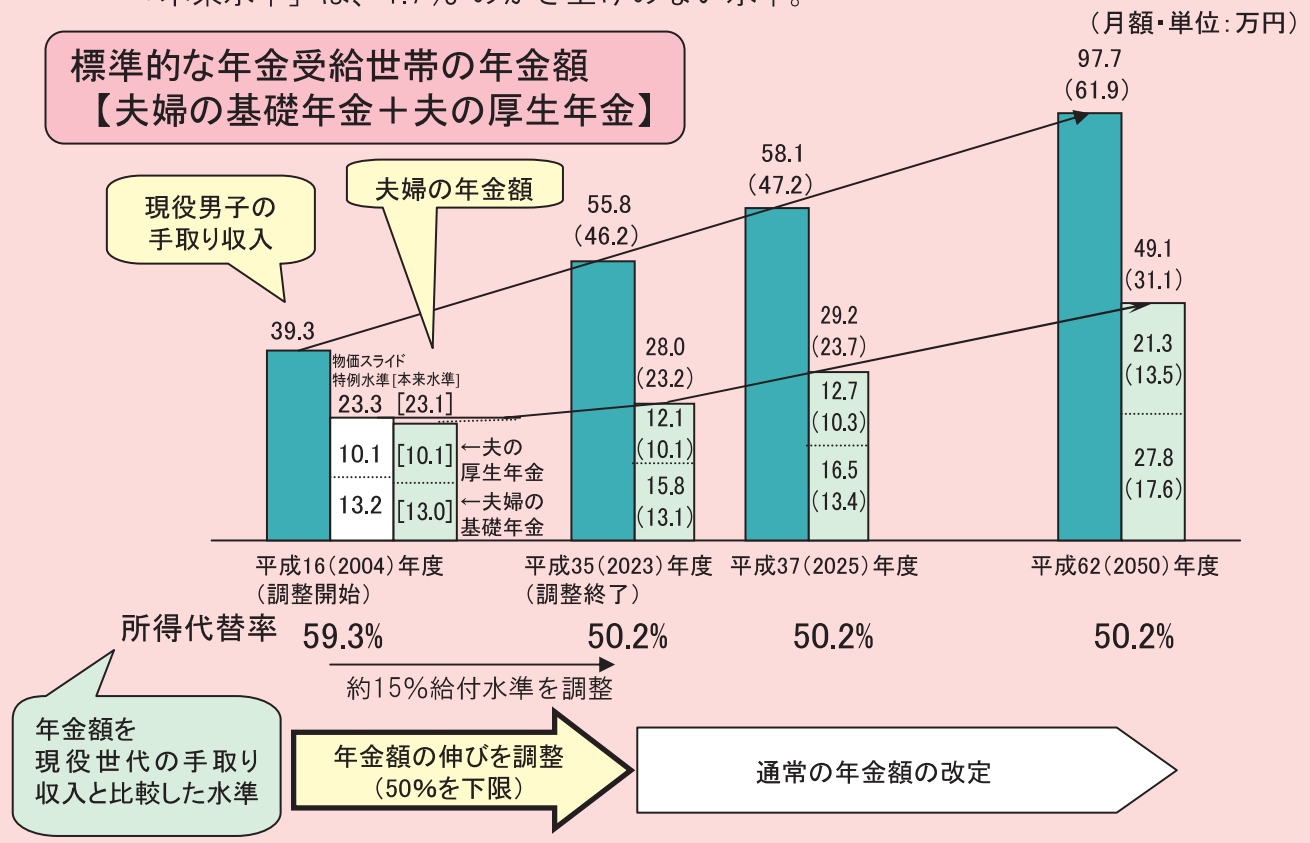
自動調整の仕組みだけでは、給付水準が際限なく下がる可能性

標準的な年金受給世帯※の給付水準(夫婦の基礎年金と夫の厚生年金)は、現役世代の平均手取り収入の50%を上回る水準を確保します。(平成35(2023)年度以降50.2%)
 ※ 標準的な年金受給世帯とは、夫が平均的収入で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯をいいます。

年金を受給し始めた時の年金額の見込み

- ・各時点における名目額。()内の数値は、物価で現在価値に割り戻した額。
- ・「物価スライド特例水準」は、物価スライド特例により1.7%かさ上げされた、現に受給者に支払われている年金水準。
- ・「本来水準」は、1.7%のかさ上げのない水準。

標準的な年金受給世帯の年金額【夫婦の基礎年金+夫の厚生年金】



◎ 年金をもらい始めた年以降の年金額(名目額)は物価の上昇に応じて増加しますが、通常は物価上昇率よりも賃金上昇率の方が大きいため、そのときの現役世代の所得に対する比率は下がっていくこととなります。